

「第316回判例・事例研究会」

テーマ：任期を短縮する定款変更により退任した取締役の損害賠償請求（会社法339条2項）の可否

日 時	令和元年10月16日
場 所	湊総合法律事務所 第1会議室
報 告 者	弁護士 石田嘉奈子

【判例】

事件の表示	事 件 名 取締役地位確認等請求事件 判 決 平成27年6月29日／東京地方裁判所／民事第8部／判決／平成25年（ワ）17534号
事案の概要	<ul style="list-style-type: none">● Xらは、平成20年5月24日開催のY社の臨時株主総会において、Y社取締役に選任された。● なお、Y社の取締役の任期については、その定款において、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされていたところ、平成18年8月30日開催の定時株主総会において、その期間が選任後10年以内へと変更され、さらに、平成23年1月20日開催の臨時株主総会において、選任後1年以内へと変更された（以下、後者の定款変更を「本件定款変更」という。）。
論点	Xらを取締役から退任させ、再任しなかったことに基づく損害賠償請求の可否
判旨	【論点の判断】 <u>任期を短縮する旨の定款変更により本来の任期前に取締役から退任させられ、その後、再任されなかった取締役は、会社が当該取締役を再任しなかったことについて正当な理由がある場合を除き、会社に対し、会社法339条2項の類推適用により、再任されなかったことによって生じた損害の賠償を請求することができる</u> と解すべきである。

	<p>【理由】</p> <p>会社法339条2項は、株主総会の決議によって解任された取締役は、その解任について正当な理由がある場合を除き、会社に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができる旨定めているところ、その趣旨は、取締役の任期途中に任期を短縮する旨の定款変更がなされて本来の任期前に取締役から退任させられ、その後、取締役として再任されることがなかった者についても同様に当てはまるというべき。</p>
<p>その他の説示①</p>	<p>【その他の争点①】</p> <p>任期を短縮する定款変更により退任した取締役の損害賠償額</p> <p>【争点の判断と理由】</p> <p>Xらは、Xらが取締役を退任した日の翌日である平成23年1月21日から本件定款変更前の本来の任期の終期である平成28年6月末日までの間の得べかりし取締役報酬相当額が損害となる旨主張する。</p> <p>しかしながら、平成23年1月から平成28年6月までの5年5か月以上もの長期間にわたって、Y社の経営状況やXらの取締役の職務内容に変化がまったくないとは考えがたく、Xらが平成28年6月までの間に上記の月額報酬を受領し続けることができたことと推認することは困難であって、その損害額の算定期間は、Xらが退任した日の翌日から2年間に限定することが相当である。</p>
<p>その他の説示②</p>	<p>【その他の争点②】</p> <p>本件定款変更によってXらは当然にY社の取締役から退任するか</p> <p>【争点の判断】</p> <p>取締役の任期途中において、その任期を短縮する旨の定款変更がなされた場合、その変更後の定款は在任中の取締役に対して当然に適用されると解することが相当であり、その変更後の任期によれば、すでに取締役の任期が満了している者については、上記定款変更の効力発生時において取締役から当然に退任すると解することが相当である。</p> <p>【理由】</p> <p>上記の定款変更は、取締役の解任と同様の効果を生じさせるものであるところ、取締役はいつでも株主総会の決議によって解任することができることとされており（会社法339条1項）、他方、定款変更によって当然に退任させられた取締役の保護は、解任の場合と同様に、損害賠償によって図れば足りるというべきだからである。</p> <p>【本件について】</p>

	<p>平成20年5月21日に取締役を選任されたXらは、平成23年1月20日に取締役の任期を10年から1年に短縮する旨の本件定款変更がなされたことにより、同日、Y社の取締役から当然に退任したことになるというべきである。その後、XらがY社の株主総会において取締役に再任された事実は認められないから、結局、XらがY社の取締役の地位にあるということとはできない。</p>
--	---